

## 記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財(国記録選択無形文化財)

3件

番号	選択年月日	名 称	所在地	(保持者)	備 考
1	昭30.3.19	秋田銀線細工	秋田県	(個人) (個人)	昭38.2.25 保持者死亡 昭47.3.10 保持者死亡
2	昭32.3.30	紫根染・茜染	秋田県	(個人)	昭39.6.27 保持者死亡 平4.4.10 県指定解除
3	昭32.3.30	能代春慶	秋田県	(個人)	昭35.7.30 保持者死亡